

【1. 特定保険医療材料の定義について】(平成16年3月5日 保医発第0305007号)

告示番号・分野名・定義	機能区分名・定義	機能区分コード 略称・償還価格
<p>057 人工股関節用材料</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事法承認上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「人工股関節」、「金属製人工骨」、「セラミック製人工骨」又は「その他の人工関節、人工骨及び関連製品」であること。</p> <p>② 人工股関節置換術(再置換術も含む。)、人工骨頭挿入術又は関節形成術の際に使用する関節機能再建のための材料であること。</p> <p>—機能区分の考え方—</p> <p>人工股関節は、骨盤側材料又は大腿骨側材料に大別し、次に規定する固定方法、使用目的及び構造によりそれぞれ骨盤側材料(3区分)、大腿骨側材料(5区分)及び単純人工骨頭(1区分)の合計9区分に区分する。</p> <p>—固定方法の違い—</p> <p>直接固定 骨との固定力を強化することを目的として次の表面処理が単独又は他の表面処理と併せて行われたものであって、骨への固定に骨セメントを用いる必要がないものをいう。以下同じ。</p> <p>ア 多孔処理(ビーズコーティング、ファイバーメッシュ、スポンジメタル等)</p> <p>イ 強粗面処理(チタン溶射、グリッドブラスト等)</p> <p>ウ 水酸アパタイト系コーティング処理</p> <p>間接固定 骨セメントとの固定力強化若しくは骨セメント強度の劣化防止を目的として次の表面処理等が行われたもの、又は無処理のものであって、骨への固定に骨セメントを用いる必要があるものをいう。以下同じ。</p> <p>ア 表面マクロ加工(材料表面への溝、段、突起の付与又はマクロテクスチャー等の弱粗面処理)</p> <p>イ ポリメチルメタクリレートコーティング</p>	<p>① 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(I)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ(再置換用を含む。)であること。</p> <p>イ 再建用臼蓋形成用カップに該当しないこと。</p> <p>ウ 固定方法が直接固定であること。</p>	<p>B00205701010</p> <p>人工股関節 HA-1 188,000円</p>
	<p>② 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(II)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ(再置換用を含む。)であること。</p> <p>イ 再建用臼蓋形成用カップに該当しないこと。</p> <p>ウ 固定方法が間接固定であること。</p>	<p>B00205701020</p> <p>人工股関節 HA-2 112,000円</p>
	<p>③ 骨盤側材料・ライナー</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ(再置換用を含む。)と組み合わせて使用し、関節摺動面を確保するものであること。</p> <p>イ 骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。</p>	<p>B00205701030</p> <p>人工股関節 HA-3 76,100円</p>
	<p>④ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(I)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するステム(再置換用を含む。)であること。</p> <p>イ 固定方法が直接固定であること。</p>	<p>B00205702010</p> <p>人工股関節 HF-4 653,000円</p>
	<p>⑤ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(II)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 股関節の機能を代替するために大腿骨側に使用するステム(再置換用及び22mm径のヘッドと一体型構造となっているものを含む。)であること。</p> <p>イ 固定方法が間接固定であること。</p>	<p>B00205702020</p> <p>人工股関節 HF-5 562,000円</p>
	<p>⑥ 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 股関節の機能を代替するために大腿骨ステムと組み合わせて使用するものであること。</p> <p>イ ⑦及び⑧に該当しないこと。</p>	<p>B00205702030</p> <p>人工股関節 HF-6 140,000円</p>
	<p>⑦ 大腿骨側材料・人工骨頭用・モノポーラカップ</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 臼蓋形成用カップを設置しない人工骨頭挿入術の際に、ステムヘッドを骨盤側と直接摺動させることを目的に、大腿骨ステムと組み合わせて使用するもの(モノポーラ用スリーブ及びアタッチメントを含む。)であること。</p> <p>イ ⑥及び⑧に該当しないこと。</p>	<p>B00205702041</p> <p>人工股関節 HM-7 129,000円</p>
	<p>⑧ 大腿骨側材料・人工骨頭用・バイポーラカップ</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 人工骨頭挿入術の際に、ステムヘッドの摺動面確保を目的にステムヘッドと組み合わせて使用する骨頭形成用カップであること。</p> <p>イ ⑥及び⑦に該当しないこと。</p>	<p>B00205702042</p> <p>人工股関節 HB-8 202,000円</p>
	<p>⑨ 単純人工骨頭</p> <p>人工骨頭挿入術に用いる専用ステムであって、ステムとステムヘッド部が一体となっており、分離不能な構造となっているものであること。</p>	<p>B00205703000</p> <p>人工股関節 HE-9 121,000円</p>